



平成 16 年 6 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社 幸 楽 苑
 代表者の役職名 取締役社長 長谷川 利弘
 (東証第一部 コード番号 7 5 5 4)
 問い合わせ先 執行役員
 社長室長 室井 一 訓
 T E L 0 2 4 - 9 4 3 - 3 3 5 1
<http://www.kourakuen.co.jp/>

2008 年 7 月 9 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 6 月 21 日開催の当社取締役会において、2008 年 7 月 9 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせ申し上げます。

記

1. 社 債 の 名 称 株式会社幸楽苑 2008 年 7 月 9 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 本 社 債 の 発 行 価 額 本社債額面金額の 100%（各本社債の額面金額 500 万円）
3. 本新株予約権の発行価額 無償とする。
4. 払 込 期 日 及 び 発 行 日 2004 年 7 月 9 日（予定）
5. 募 集 に 関 する 事 項
 - (1) 募 集 の 方 法 Daiwa Securities SMBC Europe Limited, London, Geneva Branch（以下「Daiwa Securities SMBC Europe」という。）の総額買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場（但し、アメリカ合衆国を除く。）における私募。なお、Daiwa Securities SMBC Europe には、2004 年 7 月 2 日（ジュネーブ時間の正午）までに所定の書式に従って当社に通知することにより、本社債額面金額合計額 5 億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買取る権利を付与する。
 - (2) 発行価格（募集価格） 本社債額面金額の 102.5%
6. 本新株予約権に関する事項
 - (1) 本新株予約権の目的たる株式の種類及び数 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を、当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
 - (2) 本新株予約権の総数 500 個及び上記 5. (1) 記載の Daiwa Securities SMBC Europe の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債額面金額合計額を 500 万円を除した個数の合計数とする。
 - (3) 行使時の払込金額及び転換価額 本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。
 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、当初、当社の代表取締役会長新井田傳が、当社取

ご注意：この文書は、当社が 2008 年 7 月 9 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

締役会の授権に基づき、2004年6月21日から同月23日までの間（いずれも日本時間）において、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する額とする。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社とDaiwa Securities SMBC Europeとの間で締結される社債買取並びに支払及び行使受付代理契約書（以下「買取契約書」という。）の締結日又はその前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（下記7.(4)口. に定義される。）に相当する額を下回ってはならない。

(4) 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、上記(3)のとおり決定される当初転換価額を前提とした本新株予約権の価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的な価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は、上記(3)記載のとおり決定される額とする。

(5) 新株の発行価額中の資本組入れ額

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式の発行価額中資本に組入れる額は、発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(6) 行使請求期間

2004年7月16日から2008年6月25日のジュネーブ市における銀行営業終了時まで。但し、下記7.(4)口. 、若しくは のいずれかにより本社債が2008年6月25日以前に償還される場合は、当該償還日に先立つ5銀行営業日目のジュネーブ市における銀行営業終了時まで、又は下記7.(4)口. に従って本社債が預託された場合は、2007年7月9日に先立つ5銀行営業日目のジュネーブ市における銀行営業終了時まで。また、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとする。

(7) 行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 転換価額等の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(9) 転換価額の下方修正

2005年6月24日（日本時間、以下「決定日」という。）まで（当日を含む。）の5連続取引日の当社普通株式の終値（下記7.(4)口. に定義される。）の平均値の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「決定日株価」という。）が、当該決定日に適用される転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、2005年7月8日（日本時間、以下「効力発生日」という。）以降、当該決定日株価（但し、決定日の翌日から効力発生日までに

ご注意：この文書は、当社が2008年7月9日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

効力の発生する上記(8)の調整を受ける。)に修正される。但し、かかる算出の結果、下限転換価額(以下に定義する。)未満となる場合は、修正後転換価額は、下限転換価額とする。「下限転換価額」とは、決定日に適用される転換価額の80%に相当する価額(但し、決定日の翌日から効力発生日までに効力の発生する上記(8)の調整を受ける。)の1円未満の端数を切り上げた金額をいう。

(10) 代用払込に関する事項 商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権付社債の所持人が本新株予約権を行使したときは、当該所持人から当該本新株予約権に係る本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。

(11) 消却事由及び消却条件 該当なし。

(12) 本新株予約権の期中行使があった場合の配当金の取扱い 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式に関する利益配当金又は中間配当金(商法第293条ノ5による金銭の分配)は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間(現在毎年3月31日及び9月30日にそれぞれ終了する6ヶ月の期間をいう。)の始めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

(13) 行使請求受付場所 Daiwa Securities SMBC Europe Limited, London, Geneva Branch
P.O. Box 3198, 50, rue du Rhone, 1211 Geneva 3, Switzerland

7. 本社債に関する事項

(1) 本社債の発行総額 2,500,000,000円(25億円)及び上記5.(1)記載のDaiwa Securities SMBC Europeの権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債額面金額合計額の合計額

(2) 各本社債券の金額 5,000,000円(500万円)

(3) 本社債の利率 本社債には利息は付さない。

(4) 償還の方法及び期限

イ. 満期償還

2008年7月9日に、本社債額面金額の100%で償還する。

ロ. 繰上償還

130%コールオプション条項による繰上償還

東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の最終売買価格(当社普通株式が東京証券取引所において上場されていない又は取引が認められていない場合は、当社が選択する東京証券取引所の会員が提供する最終の買い呼値と売り呼値の平均値)(以下「終値」という。)が、30連続取引日(終値のない日を除く。)にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額(上記6.(3)に定義される。)の130%以上であった場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して当該30連続取引日の最終日から30日以内に30日以上60日以内の事前の通知をしたうえ、2007年7月9日以降2008年7月8日までのいずれかの日に、残存本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額で償還することができる。

税制変更による繰上償還

本社債に関する支払日に際して、当社に下記(7)イ.記載の特約に基づく追加支払の義務が既に生じていること、又は生じうることをDaiwa Securities SMBC Europeに了解せしめた場合、当社は、いつでも、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえ、2004年7月10日以降2008年7月8日までのいずれかの日に、残存本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額で償還することができる。

ご注意：この文書は、当社が2008年7月9日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式交換・株式移転による繰上償還

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、法律上可能かつ実務的である限りにおいて、各本新株予約権付社債の所持人が（本新株予約権が行使可能である期間において）、かかる所持人が株式交換又は株式移転の効力発生の直前にかかる本新株予約権の行使の請求を行ったものと仮定した場合に受け取ることができたであろう数の当社普通株式を有する当社株主が、かかる株式交換又は株式移転によって受け取るべき種類及び数の株式その他の証券及び財産を受け取ることができる権利を得ることができるようにするため、上記の他の会社をして買取契約書の変更契約等の締結その他の行為をさせるよう最善の努力をするものとする。当社のかかる最善の努力にかかわらず、上記のような申込みが本新株予約権付社債の所持人に対して行われず、又はその承諾の最終期限までに全ての本新株予約権付社債の所持人に承諾されなかった場合は、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえ、2004年7月10日以降、残存本社債の全部（一部は不可）を本社債額面金額に対する下記の割合で表される償還金額で償還することができる。

償還日が2004年7月10日（当日を含む。）から 2005年7月8日まで（当日を含む。）の場合	104%
償還日が2005年7月9日（当日を含む。）から 2006年7月8日まで（当日を含む。）の場合	103%
償還日が2006年7月9日（当日を含む。）から 2007年7月8日まで（当日を含む。）の場合	102%
償還日が2007年7月9日（当日を含む。）から 2008年7月8日まで（当日を含む。）の場合	101%

本新株予約権付社債の所持人の請求による繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、2007年6月9日以降2007年6月26日までに本社債を償還権行使の請求書と共に Daiwa Securities SMBC Europe に預託することにより、2007年7月9日において、その保有する本社債の全部又は一部を本社債額面金額で償還することを当社に対して請求することができる。上記にかかわらず、かかる償還を請求した本新株予約権付社債の所持人は、Daiwa Securities SMBC Europe に対する行使の通知が2007年7月9日に先立つジュネーブ市及び東京における5銀行営業日目のジュネーブ市における営業終了までに受領されることを条件として、当該本社債に付された本新株予約権を行使することができる。

八. 買入消却

当社及びその子会社は、Daiwa Securities SMBC Europe の仲介によりスイス中央銀行の規制に従って、いつでもいかなる価額でも本社債を買入れることができる。当社は買入れた本社債を Daiwa Securities SMBC Europe に引渡して消却することができ、当社の子会社は当社のために同様に引渡して消却することができ、かかる消却と同時に当社は当該本社債に係る本新株予約権を放棄したものとみなされる。

二. 債務不履行等による強制償還

当社が本社債の支払を怠った場合又はその他本社債の要項記載の一定の事由が生じた場合で、かつ、Daiwa Securities SMBC Europe がその旨を当社に通知した場合、当社は、当該通知受領から15日後に、それ以前に当該事由が治癒されない限り、残存本社債につき期限の利益を喪失し、本社債額面金額で償還するものとする。

(5) 本社債券の様式

無記名式新株予約権付社債券

(6) 本社債の担保又は保証

該当なし。

ご注意：この文書は、当社が2008年7月9日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(7) 財務上の特約

イ. 追加金の支払

本社債の元本及びプレミアム（もしあれば）の支払に関し、日本国若しくは日本国内のいずれかの課税当局により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除すべきことを法により強制される場合には、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債の所持人に対し、当該公租公課の源泉徴収又は控除後の支払額がかかる源泉徴収又は控除が無ければ支払われたであろう額に等しくなるように追加金を支払う。

ロ. 担保設定制限

本社債が残存する限り、当社は、現在又は将来の「外債」又は「外債」に対する保証につき、その所持人のために現在又は将来の当社の資産又は収入に質権、抵当権その他の担保権を設定しないものとする。但し、当該担保を、当社が同時に本社債にも同比率で付する場合、又は Daiwa Securities SMBC Europe が十分とみなす、若しくは、本社債権者集会の特別決議で承認されたその他の担保若しくは保証を、当社が本新株予約権付社債の所持人に対し提供する場合にはこの限りでない。「外債」とは、 bond、ノート又はディベンチャー（日本法上社債として分類され、期間が1年を超えるもの）によって表章される債務であって、(a)() 日本円以外の通貨で表示され、又は() 日本円で表示され、当初その元本総額の50%超が当社によって若しくは当社の同意のもとに日本国外で売り捌かれ、かつ、(b)その発行時に日本国外の証券取引所、店頭登録市場若しくはその他これに類する証券市場において上場されている若しくは相場があるものをいう。

8. 上場

該当なし。

9. その他

該当なし。

(ご参考)

1. 資金の用途

(1) 調達資金の用途

手取金概算額 24 億 7,500 万円 (Daiwa Securities SMBC Europe の追加買取権が全額行使された場合には 29 億 7,500 万円) については、設備資金（新設店舗の設備資金等）に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

転換社債型新株予約権付社債の発行により、新株予約権の行使による自己資本の充実を見込んでおります。また、本社債は利息を付さないで発行されるため金利負担による業績への影響はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

株主に対する配当方針を重要政策のひとつと考えており、会社の競争力を維持・強化して、株主資本の拡充と同利益率の向上を図るとともに、配当水準の向上と安定化に努める方針であります。また、内部留保による資金は、新規店舗出店に充当することを予定しており、将来的には収益性の向上を図って利益還元を行う予定であります。

(2) 過去3決算期間の配当状況等

	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	80.30 円	67.09 円	59.85 円
1 株当たり配当金	20 円	22 円	24 円
実績配当性向	25.43%	32.41%	41.20%
株主資本利益率	15.13%	15.83%	13.06%
株主資本配当率	3.84%	5.13%	5.38%

ご注意：この文書は、当社が 2008 年 7 月 9 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (注) 各決算期の株主資本利益率は、当該決算期間の当期純利益を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。
各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当金総額を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

3. その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

発行形態	公募増資	公募増資	第三者割当増資
発行株式数	800,000株	1,000,000株	100,000株
発行日	平成14年8月28日	平成15年8月15日	平成15年9月16日
発行価額	1,562円	1,486円	1,486円
発行総額	1,249,600千円	1,486,000千円	148,600千円

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
始 値	1,020円	1,099円	1,525円	1,442円
	1,131円	1,472円		
高 値	1,900円	1,980円	1,750円	1,585円
	1,140円	1,580円		
安 値	930円	1,000円	1,256円	1,310円
	1,100円	1,472円		
終 値	1,800円	1,962円	1,442円	1,531円
	1,020円	1,510円		
株価収益率	13.69倍	22.50倍	24.09倍	-

(注) 印は、株式分割による権利落ち後の株価を示しております。

平成17年3月期の株価については、平成16年6月18日現在で表示しています。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社が2008年7月9日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり投資勧誘を目的として作成されたものではありません。